

減額返還願は、スカラネット・パーソナルから提出ができます

スカラネット・パーソナルからの提出には、一定の条件があります。

スカラネット・パーソナルから提出できない方は、奨学生金減額返還願の用紙に記入の上、

郵送でご提出ください。

※奨学生金減額返還の申請の条件や手続きについては、裏面やホームページにてご確認ください。



減額返還制度の
申請手続き

スカラネット・
パーソナル

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。

※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。

奨学生金減額返還願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学生金の返還につき、以下のとおり願い出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー（個人番号）を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 年 月 日

いずれかの□に✓をつけてください	<input type="checkbox"/> 全ての奨学生番号について希望する	奨学生番号			
	※必ず奨学生番号を記入してください				
	<input type="checkbox"/> 右欄に記入の奨学生番号について希望する				
フリガナ	本人氏名	生年月日 (西暦)	年	月	日生
本人住所	〒				
電話番号 (自宅)	—	(携帯)	—	—	
勤務先	勤務先名	勤務先電話番号	—	—	
外国居住の場合の日本国内連絡先住所	〒	連絡先氏名	連絡先電話番号	—	—

※適用希望月の前々月末までに願い出してください。

【申請内容・期間について】 「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を減額返還の開始月とします。

※「次回返還期日」よりも「前回承認された減額返還期間終了の翌月」が未来の場合、「前回承認された減額返還期間終了の翌月」を開始月とすることがあります。

奨学生金減額返還を希望する		・審査の時点で延滞している場合には適用されません。 ・第一種奨学生「所得連動返還方式」(平成29年度以降採用)選択者は、減額返還を申請することはできません。			
希望減額期間 及び 減額返還方法	いずれかの□に✓をつけてください	(西暦)	年	月	いずれかの□に✓をつけてください。①、②の両方に✓することはできません。
	<input type="checkbox"/> できるだけ早い時期				①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。 ②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。
		～			<input type="checkbox"/> 2か月 <input type="checkbox"/> 4か月 <input type="checkbox"/> 6か月 <input type="checkbox"/> 8か月 <input type="checkbox"/> 10か月 <input type="checkbox"/> 12か月 <input type="checkbox"/> 3か月 <input type="checkbox"/> 6か月 <input type="checkbox"/> 9か月 <input type="checkbox"/> 12か月
(注)減額返還を希望する月数の□に✓をつけてください。✓がないと12か月として取り扱います。					

【願出の事由】 □に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。

・マイナンバーを提出済みの方(または今回不備のないマイナンバー提出書類を提出いただいた方)は、一部の証明書の添付を省略できます。

事由	<input type="checkbox"/> 経済困難	<input type="checkbox"/> 失業中	<input type="checkbox"/> 傷病	<input type="checkbox"/> 災害	<input type="checkbox"/> その他 ()
保険証 申告欄	証明書一覧に「健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の□に✓してください。 私の健康保険証は <input type="checkbox"/> 国民健康保険ではない				
〔特記事項〕 減額返還のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。					
※年間収入が300万円（給与以外の所得を含む場合は所得200万円）を超える方は②裏面を確認してください。					

ご記入いただいた情報は、奨学生事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学生事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が（公財）日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。 15-36_20230703

②裏面

以下のことについて、ご了承ください。

○承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となります。

○審査の結果、承認する場合には、減額返還適用期間とその返還明細を通知します。

なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方及び振替口座の名義人(本人・連帯保証人と異なる場合のみ)に送付します。

○提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された減額返還は取り消されます。

○マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

年間収入(税込)が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

★奨学生本人の年間収入が300万円(税込)(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える場合は、以下の控除項目に該当し、控除後の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になることを確認して、減額返還を願い出てください。

なお、控除項目2~7は「控除計算表」に記載の証明書も必要です。願出にあたってはホームページに別途掲載の「控除計算表」も提出してください。

※追加の書類の提出を依頼する場合もあります。

※審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

控除項目		内容
1	減額返還を願い出る場合の控除	減額返還を願い出る場合のみ、一律25万円控除
2	奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②1人につき38万円控除
3	奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「2.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合で各々に援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円))までの実費を控除 ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
4	奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助 (2親等以内で配偶者・子を除く)	①「3.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、「2.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費を控除 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
5	奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6	奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
7	(「災害」事由に限る)住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費	①奨学生本人が罹災し、住宅取得経費・自宅修理費、車・家財購入経費等、災害にかかる支出がある場合 ②奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除

同意事項・注意事項　※減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学生 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、減額返還願を提出してください。

○月賦以外の返還方法(年賦、半年賦、月賦・半年賦併用)で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、

減額返還の終了後も月賦返還が継続します。月賦の返還方法による割賦金は、減額返還承認通知で確認してください。

○減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、

減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくことになります。

[注意事項]

※減額返還は、割賦金額を減額して、返還期間を延長するものです。返還予定総額が減額されるものではありません。

※審査の時点で延滞している場合には適用されません。(延滞を解消することにより翌月以降審査が可能となります。)

※減額返還は、口座振替(リレ一口座)加入者のみ利用可能です。

口座振替(リレ一口座)未加入の方は加入手続きを行い、口座振替が開始となったことを確認後に、減額返還の願出をしてください。

※減額返還は、口座振替(リレ一口座)で返還した場合のみ適用となります。

減額返還願

【提出前チェックシート】

減額返還願を提出する前にもう一度間違いないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願と一緒に提出してください。

奨学生番号 :

氏 名 :

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

- ・全ての奨学生番号について減額返還を願い出る場合
→1枚の願出用紙で申請できます。チェックシートも1枚提出してください。
- ・減額返還と返還期限猶予の両方を申請する場合
→減額返還及び返還期限猶予それぞれに願出用紙の記入及び願出事由に合った証明書が必要です。チェックシートも2枚提出してください。

項目

点検事項

左の項目を確認し、「はい」を○で囲む

【願出様式の表面】

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消えるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
2	日付を記入しましたか。※作成した年月日を記入してください。	はい
3	「全ての奨学生番号について希望」または「右欄に記入の奨学生番号について希望」のいずれかの□に✓を入れ、希望する奨学生番号を記入しましたか。 ※「全ての奨学生番号」にチェックがない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、全ての奨学生番号を記入してください。	はい
4	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先の記入に間違いはないですか。 ※改姓・住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 本機構で登録を変更します。	はい
5	希望減額期間の開始時期についていずれかの□に✓を入れましたか。 ※「(西暦) 年 月」を選択した場合は具体的な開始年月を記入してください。(過去の年月は不可)	はい
6	希望する減額返還方法の選択と希望減額期間について ※希望減額期間について✓がない場合はいずれも12か月として取り扱います。 ※希望減額期間に複数✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。 通常割賦金額の1/2で返還希望 →①の□に✓を入れ、2か月・4か月・6か月・8か月・10か月・12か月 のいずれかの□に✓を入れましたか。 通常割賦金額の1/3で返還希望 →②の□に✓を入れ、3か月・6か月・9か月・12か月のいずれかの□に✓を入れましたか。	はい
7	所得証明書を添付しましたか。(マイナンバーの提出により所得証明書の提出は省略できます。) ※新卒(退学)・在学猶予切れ等、および外国居住の低所得者は添付証明書が異なりますので証明書一覧で確認してください。	はい
8	【7で年間収入(税込)325万円(所得225万円)を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減収、無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付しましたか。	はい
9	願出の事由を選択しましたか。	はい
10	保険証申告欄に記入しましたか。 ※証明書一覧に「健康保険証の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合。 ※保険証のコピーを提出する場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは読み取れないよう黒塗り(マスキング)したか確認してください。	はい
11	マイナンバーを提出できない場合は、その旨を【特記事項欄】に記入しましたか。 願出にはマイナンバーの提出が必要です。「マイナンバー提出書」とマイナンバー提出に必要な証明書類を用意してください。(マイナンバーをすでに機構に提出済みの人およびマイナンバーを提出できない人は除く。)	はい

【願出様式の裏面】

給与所得者で年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は年間所得が200万円)を超える方 のみ記入

12	②裏面の「控除項目」に該当しますか。	はい
13	年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方は、「年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表」で控除額を計算し、年間収入(税込)が300万円(所得200万円)以下となることを確認しましたか。	はい
14	②裏面の「控除項目」2~7に該当する場合は、「控除計算表」に記載の証明書を用意しましたか。	はい

同意事項・注意事項

15	口座振替(リレーポジ)に加入していますか。 ※口座振替(リレーポジ)未加入の方は加入手続きを行い、口座振替が開始となったことを確認後に、願い出てください。	はい
16	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は、事前に延滞を解消してから願い出てください。	はい
17	減額返還願裏面の「同意事項・注意事項」はすべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

○減額返還が承認されるまでの間、通常割賦金での請求となります。

○記入漏れや記入不備、証明書不備等の場合は返送されます。返送された場合は、書類を改めて提出する必要があります。

○減額返還の願出にはマイナンバーの提出及び事由に合った証明書の添付が必要です。

【提出先】 〒119-0385 独立行政法人 日本国学生支援機構 猶予減額受付窓口 ←専用郵便番号のため左記の郵便番号と宛名のみで届きます。

ホームページの掲載内容も確認していただくなど、不備による返送とならないように十分注意してください。

減額返還について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html